

交通信号機改良（集中制御機等） 4－3 工事仕様書

第1 総則

1 適用範囲

本仕様書は、福島警察署管内等に設置されている集中制御用交通信号制御機(以下「集中制御機」という。)及び車両感知器等設備の更新を行う工事に適用する。

2 工事名

本工事の名称は、下記のとおりとする。

「交通信号機改良（集中制御機等） 4－3 工事」

3 工事場所

- (1) 福島警察署管内
福島市清水町字北谷地 地内 「あさひ台団地入口交差点」ほか12箇所
- (2) 福島北警察署管内
福島市鎌田字町 地内 「鎌田小学校入口交差点」ほか3箇所
- (3) 二本松警察署管内
二本松市東裏 地内 「中里交差点」ほか5箇所
- (4) 郡山警察署管内
郡山市開成三丁目 地内 「開成三丁目交差点」ほか6箇所
- (5) 郡山北警察署管内
郡山市富田町字十文字 地内 「六中入口交差点」ほか2箇所
- (6) 須賀川警察署管内
須賀川市和田道 地内 「和田道西交差点」
- (7) いわき中央警察署管内
いわき市好間町北好間 地内 「いわき中央IC交差点」ほか7箇所
- (8) いわき東警察署管内
いわき市小名浜大原 地内 「甲新地交差点」ほか9箇所
- (9) いわき南警察署管内
いわき市東田町一丁目 地内 「東田保育園前交差点」ほか5箇所
- (10) 南相馬警察署管内
南相馬市原町区高見町二丁目 地内 「高見町交差点」ほか6箇所
- (11) 相馬警察署管内
相馬市小泉字山田 地内 「沖川橋北交差点」ほか10箇所
別表「令和8年度交通信号機改良（集中制御機等） 4－3 工事工事箇所一覧」
のとおり

4 工事概要

- (1) 「テレビュー福島東側交差点」ほか28交差点の集中制御機を更新する。
- (2) 「あさひ台団地入口交差点」ほか16交差点の集中制御機を入替する。

- (3) 「大森古館交差点」ほか14交差点の車灯LED化を実施する。
- (4) 「八幡西交差点」ほか14交差点の歩灯LED化を実施する。
- (5) 「大森古館交差点」ほか42交差点の車両感知器を更新する。
- (6) 「開成三丁目交差点」ほか1交差点に視覚障害者用付加装置を更新する。
- (7) 「いわきニュータウン南入口交差点」ほか2交差点に右折感応用画像式感知器を設置する。
- (8) その他付帯する工事を行う。

第2 一般事項

- 1 関係法令の遵守、監督員、仕様書の解釈、提出書類、許可申請等の手続き、施工計画、工事の委任及び代理の禁止、特許権等の使用、関係機関及び地域住民との協力、完全施工の原則、施工管理、工事現場の管理、後片付け、完成届、工事写真並びに完成報告書は交通信号設備等工事共通仕様書のとおりとする。
- 2 受注者は、設備の製造及び施工に先立ち、下記事項を記載した承認図を提出して承認を受けること。
 - (1) 機器構成表
 - (2) 機器仕様書、機器構造図
 - (3) 機器配置図
 - (4) 機器間配線系統図
 - (5) システム解説書
 - (6) プログラム解説書
- 3 本仕様書の解釈に疑義が生じたとき又は施工に際して承認図の変更を必要とするときは、変更に関し先立ち監督員の指示又は承認を受けること。
- 4 本仕様書に明記していない事項であっても当然含まれるとみなされるべき細部の事項は、受注者の負担において実施すること。
- 5 本工事に必要な工業所有権の使用は、受注者がその責に任ずる。
- 6 警察庁仕様書のほか、法令、規則、規律等に定めのある事項は、その定めに従うこと。
- 7 本仕様書に規定のない事項で必要なことは監督員の指示を受けること。
- 8 受注者は、工事完了時に、機器説明書、取扱説明書、試験成績書及び完成図書を作成して提出すること。
- 9 通常の使用状態において工事完了後1年以内に生じた障害、故障、プログラムの不良は、受注者が責任をもって代品交換又は無償修理若しくは改良を行うとともに、故障の原因、その処理について速やかに監督員に報告すること。
- 10 前項の規定によって修理等を行った場合には、受注者は修理等の完了後、直ちに故障原因及び処置について監督員に報告すること。また、機器及びプログラムの改良や変更をする必要が生じた場合は、監督員の許可を受けて実施するとともに、上記8項の提出図書等を訂正すること。

- 11 工事の都合上、管制機器等を停止させて作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督員の承認を受けること。
- 12 本工事の施工に当たり、受注者は常に工事の安全に留意し、工事従事者又は第三者の事故防止及び建物又は他の工作物の損傷防止に努めること。
- 13 機器の不良又は施工中に事故が発生し、工事従事者又は第三者等に損害を与えたときは、その責はすべて受注者が負う。設計の瑕疵に起因する事故の場合には、設計受注会社も責任が生ずることとなり、別途協議する。

第3 装置の基本条件

1 一般事項

- (1) 装置は、24時間365日連続運転を原則とすること。
- (2) 装置は、将来の規模及び機能の拡張計画に対して容易に対応できること。
- (3) 装置は、保守、点検、調整及び操作運用が容易なものであること。
- (4) 装置に使用するインターフェース、ソフトウェアは警察庁仕様に従い、受注者独自のもの及び受注者以外では改修が困難なものとし、また、インターフェース及びソフトウェアの詳細について開示の要求があった場合は、遅滞なく応じること。
- (5) 既設管制システムと完全に接続可能なインターフェースを有し、総合システムとして良好に動作すること。
- (6) 装置は、単に目的とする機能を満足するだけでなく、外観及び構造的に堅牢、美麗に仕上げること。
- (7) 機器類の取り付け高さは、「交通信号設備等工事共通仕様書」によるものとする。
- (8) 架空ケーブルの高さは、原則6 m以上とし、電力・N T T線等他の架線と隔離すること。
- (9) 建柱に当たっては、地元住民に工事内容、時期等を説明し、後日紛議の起こらぬよう努めること。
- (10) デジタル回線箱には、デジタル回線機器で使用するコンセントをVCTケーブル及びコードコネクタボディーにより設置すること。
- (11) 沢目交差点のコンクリート柱設置で発生した残土については、善光寺交差点で撤去するコンクリート柱の路面復旧用に使用すること。
- (12) 交通信号制御機の更新作業はデジタル回線の切り替え作業と合わせて行うものとし、令和9年2月28日までに実施すること。

2 機器の種類及び数量

- (1) 交通信号制御機
集中制御機 29台
- (2) 車両感知器
ア C分離形超音波式（1 L 1 H） 36台

イ	C分離形超音波式（2 L 2 H）	29台
ウ	右折感応用画像式	4式

(3) 端末区間用無線伝送装置

ア 端末区間用無線伝送装置920MHz主局 独立筐体タイプ 1基

イ 端末区間用無線伝送装置920MHz従局 独立筐体タイプ 1基

3 機器の仕様

本工事において整備する主要機器の仕様は次のとおりである。

(1) 交通信号制御機

警察庁仕様書（警交仕規第1012号「版6」交通信号制御機）に基づき製作されたものとする。また、制御機筐体の錠前及び鍵は福島県警察仕様（タキゲン製）のものとする。

(2) 車両感知器

警察庁仕様書（警交仕規第1017号「版2」車両用感知器）に基づき製作されたものとする。また、制御機筐体の錠前及び鍵は福島県警察仕様（タキゲン製）のものとする。

(3) 端末区間用無線伝送装置

警察庁仕様書（警交仕規第1026号「版3」端末区間用無線伝送装置）に基づき製作されたものとする。また、制御機筐体の錠前及び鍵は福島県警察仕様（タキゲン製）のものとする。

(4) UD形端末回線集約装置

警察庁仕様書（警交仕規第1027号「版2」UD形端末回線集約装置）に基づき製作されたものとする。

第4 試験及び調整

1 単体試験

機器の輸送及び搬入時における損傷の有無を確認するため単体試験を行うこと。

2 総合試験

機器を設置又は実装し、所要の接続を行い、システム構成が正常であることを確認し、集中制御機に実装される各制御機能及び情報収集機能の試験調整を行いシステム全体で正常に動作するまで入念に総合試験を行うこと。

3 機能別調整

指定する各機能を満足するまで入念に調整すること。

第5 検査

1 検査の種類

本工事の検査は、単体検査、工事検査及び総合検査の三つに分けて実施する。

(1) 単体検査は、機器の搬入に先立ち原則として製造工場で行う。ただし、試験成績書の提出により検査に代える場合がある。

(2) 工事検査は、機器の配置、配線状況、取り付け状況、高さ等外観について実施

する。

なお、設置後容易に確認できない箇所は、工事写真の記録をもって検査に代えることがある。

(3) 総合検査

総合検査は、工事完成後に総合的な機能の確認について実施する。

2 検査準備

(1) 検査に必要な一切の器具は、受注者が準備すること。

(2) 検査に先立ち、次の資料を提出し、具体的な方法は、監督員の指示に従うこと。

ア 社内検査成績書及び検査責任者

イ 検査工程表及び検査場所

ウ 検査測定器及び測定方法

3 検査方法

(1) 単体検査は、員数及び構造が仕様書及び承認図に適合しているかどうかを検査する。

(2) 工事検査及び総合検査は、工事仕様書、工事設計書等に示されている規格及び機能に適合しているかどうかを検査する。

(3) 検査に際して疑義が生じた場合は、監督員と協議して指示を受けること。

4 完成届の提出

工事が完成した時は、完成届を提出すること。

5 完成報告書等の提出

(1) 工事の検査終了後は、遅滞なく完成報告書を監督員に提出すること。必要ある場合には、監督員の指示する工事関係資料を添付すること。

(2) 本工事で発生した産業廃棄物は受注者が責任を持って処分し、下記の書類等を提出すること。

ア 産業廃棄物処理計画

受注者は監督員に対し、産業廃棄物処理計画を提出し承諾を受けること。

なお、産業廃棄物運搬業者、産業廃棄物処理業者（中間、最終処分異なる場合は、それぞれのもの。）について、許可証（写）等を添付すること。

イ 建設産業廃棄物処理結果報告書（処理用）

産業廃棄物管理表（マニフェストシート）を添付するとともに、処分時の廃棄物運搬の際の荷積み状況、処分場への搬入状況、処分場での荷下ろし状況及び空荷後の処分場からの退出状況を撮影した写真を添付すること。

なお、処分場への搬入時及び退出時の写真は、処分場の許可証看板と運搬車が1枚の写真に同時に写るように撮影すること。

ウ 金属くず（鉄くず・非鉄くず）のスクラップ売却処分に係る関係書類

産業廃棄物処理時と同様に関係書類を作成し、監督員に提出すること。

6 工事写真の提出

工事写真は、工事施工前、工事施工後、工事経過の順に作成し、検査以前に監督員に 1 部提出して審査を受け、合格後に 2 部提出すること。

令和 8 年度 交通信号機改良（集中制御機等）4－3 工事 工事箇所一覧

番号	管轄警察署等	管理番号	名称	設置場所	路線名
1	福島	126	あさひ台団地入口交差点	福島市清水町字北谷地 2 4 番先	市道
2	福島	221	馬場交差点	福島市成川字這松 1 番先	国道 1 1 5 号
3	福島	225	八幡西交差点	福島市吉倉字八幡 1 5 4 番の 1 先	国道 1 3 号
4	福島	226	水口交差点	福島市方木田字水口 1 3 番の 1 先	国道 1 1 5 号
5	福島	227	中屋敷交差点	福島市大森字北島 2 7 番の 2 先	国道 1 1 5 号
6	福島	251	桜台団地入口	福島市田沢字桜台 3 9 番の 1 先	市道
7	福島	288	テレビュー福島東側交差点	福島市南中央四丁目 1 1 4 番先	国道 1 3 号
8	福島	317	渡利大橋北交差点	福島市腰浜町 1 3 番の 1 2 先	国道 1 1 4 号
9	福島	434	大森古館交差点	福島市大森字古館 1 3 0 番の 1 先	国道 1 3 号
10	福島	435	大森高田交差点	福島市大森字高田 1 0 番先	国道 1 3 号
11	福島	436	大森街道端交差点	福島市大森字街道端 5 3 番の 3 先	国道 1 3 号
12	福島	441	児子塚交差点	福島市太平寺字児子塚 5 7 番の 2 先	県道南福島停車場線
13	福島	461	増屋敷交差点	福島市太平寺字増屋敷 3 0 番の 1 先	県道南福島停車場線
14	福島北	60	鎌田小学校入口交差点	福島市鎌田字町 3 3 番先	市道
15	福島北	75	卸団地南入口交差点	福島市北矢野目字樋越 1 番先	市道
16	福島北	95	矢野目郵便局前交差点	福島市北矢野目字檀ノ腰 1 2 番の 7 先	市道
17	福島北	128	下菅原西交差点	福島市南矢野目字菅原 5 0 番の 2 4 先	市道
18	二本松	13	中里交差点	二本松市東裏 5 2 番 1 先	国道 4 号
19	二本松	32	向作田交差点	二本松市向作田 1 3 8 番先	国道 4 号
20	二本松	34	二本松市役所入口交差点	二本松市金色久保 8 0 番先	国道 4 号
21	二本松	39	油井交差点	二本松市油井字北向 1 1 2 番先	国道 4 号
22	二本松	60	大平山交差点	二本松市大平山 5 0 番 1 先	国道 4 号
23	郡山	10	開成三丁目交差点	郡山市開成三丁目 9 番 9 号先	国道 4 9 号
24	郡山	11	開成山交差点	郡山市桑野一丁目 2 3 番 1 号先	国道 4 9 号
25	郡山	16	日出山交差点	郡山市安積町日出山一丁目 1 4 6 番先	国道 4 9 号
26	郡山	26	桑野三丁目交差点	郡山市桑野三丁目 1 9 番 1 9 号先	国道 4 9 号
27	郡山	92	永盛小学校入口交差点	郡山市安積町日出山三丁目 2 1 3 番の 1 先	市道
28	郡山	99	開成四丁目交差点	郡山市開成四丁目 1 4 番 1 4 号先	国道 4 9 号
29	郡山	112	菜根屋敷交差点	郡山市菜根五丁目 1 1 番 2 号先	国道 4 9 号
30	郡山北	19	六中入口交差点	郡山市富田町字十文字 6 7 番先	国道 4 9 号
31	郡山北	84	郡山北工業高校北交差点	郡山市八山田五丁目 4 3 4 番先	市道

番号	管轄警察署等	管理番号	名称	設置場所	路線名
32	郡山北	152	市場団地入口	郡山市富久山町久保田字太郎殿前 1 7 5 番先	主要地方道郡山大越線
33	須賀川	14	和田道西交差点	須賀川市和田道 9 8 番先	県道母畑須賀川線
34	いわき中央	214	いわき中央IC交差点	いわき市好間町北好間字槐作 6 6 番の 1 先	国道 4 9 号
35	いわき中央	216	向町田交差点	いわき市好間町北好間字向町田 3 5 番の 1 先	国道 4 9 号
36	いわき中央	217	中好間田中交差点	いわき市好間町中好間字八反田 7 番先	国道 4 9 号
37	いわき中央	244	上好間忽滑交差点	いわき市好間町上好間字忽滑 5 9 番先	国道 4 9 号
38	いわき中央	332	下好間向山交差点	いわき市好間町下好間字向山 7 1 番の 1 先	国道 4 9 号
39	いわき南	86	東田保育園前交差点	いわき市東田町一丁目 2 6 番の 1 先	主要地方道日立いわき線
40	南相馬	3	高見町交差点	南相馬市原町区高見町二丁目 3 0 番の 2 先	国道 6 号
41	南相馬	13	日の出町交差点	南相馬市原町区日の出町 2 0 6 番の 1 先	国道 6 号
42	南相馬	71	沢目交差点	南相馬市原町区北原字沢目 1 8 3 番の 2 先	国道 6 号
43	相馬	58	沖川橋北交差点	相馬市小泉字山田 4 4 番先	県道相馬新地線
44	相馬	62	沖ノ内交差点	相馬市沖ノ内一丁目 2 番の 8 先	県道相馬新地線
45	相馬	67	東グランド入口交差点	相馬市塚ノ町二丁目 9 番の 3 先	主要地方道相馬亙理線
46	相馬	86	沖ノ内一丁目交差点	相馬市沖ノ内一丁目 8 番の 1 先	県道相馬新地線
47	いわき中央	237	南作交差点	いわき市平下荒川字南作 1 4 9 番先	主要地方道小名浜平線
48	いわき東	23	甲新地交差点	いわき市小名浜大原字甲新地 1 6 番の 1 先	市道
49	いわき東	32	大原三差路	いわき市小名浜大原字一本松 3 2 番先	主要地方道小名浜小野線
50	いわき東	45	原木田交差点	いわき市小名浜君ヶ塚町 1 7 番の 2 9 先	主要地方道小名浜小野線
51	いわき東	63	労働金庫前交差点	いわき市小名浜字道珍 5 9 番の 1 0 先	市道
52	いわき東	78	市民会館入口交差点	いわき市小名浜花畑町 5 番の 2 先	主要地方道小名浜平線
53	いわき東	86	農協スタンド角	いわき市小名浜寺廻町 1 6 番の 6 先	市道
54	いわき東	106	いわきニュータウン南入	いわき市鹿島町下矢田字曲田 4 7 番先	主要地方道小名浜平線
55	いわき南	49	呉羽正門前交差点	いわき市錦町堰下 1 4 番先	国道 2 8 9 号
56	相馬	2	塚ノ町交差点	相馬市塚ノ町二丁目 7 番の 1 先	国道 1 1 5 号
57	相馬	25	中野交差点	相馬市中野字寺前 5 0 3 番先	国道 1 1 5 号
58	相馬	48	馬場野南交差点	相馬市馬場野字雨田 5 1 番先	県道相馬新地線
59	相馬	49	善光寺交差点	相馬郡新地町駒ヶ嶺字狐作 1 1 番先	県道相馬新地線
60	二本松	7	安達ヶ原入口交差点	二本松市油井字天皇館腰 9 番 2 先	国道 4 号
61	いわき中央	46	湯本町天王崎交差点	いわき市常磐湯本町天王崎 2 番先	主要地方道いわき・石川線
62	いわき中央	289	菱川橋南交差点	いわき市平谷川瀬一丁目 1 8 番の 5 先	市道
63	いわき南	11	警察署前交差点	いわき市植田町南町一丁目 6 番の 6 先	市道
64	いわき南	29	碓田西交差点	いわき市佐糠町東一丁目 4 番の 2 2 先	県道泉・岩間・植田線

番号	管轄警察署等	管理番号	名称	設置場所	路線名
65	いわき南	84	西荒田交差点	いわき市植田町小名田４６番の３６先	主要地方道日立・いわき線
66	いわき南	85	植田跨線橋東交差点	いわき市植田町中央三丁目８番の１先	主要地方道日立・いわき線
67	いわき東	4	小名浜本町交差点	いわき市小名浜字本町４２番先	主要地方道小名浜・四倉線
68	いわき東	5	花畑町交差点	いわき市小名浜花畑町１１番の３先	主要地方道小名浜・平線
69	いわき東	28	鳥居下交番前交差点	いわき市小名浜字林ノ上２４７番先	主要地方道小名浜・四倉線
70	南相馬	7	本町二丁目交差点	南相馬市原町区本町二丁目９０番先	主要地方道原町・川俣線
71	南相馬	8	松永歯科医院前交差点	南相馬市原町区南町二丁目１１３番の７先	主要地方道原町・浪江線
72	南相馬	19	南町四丁目交差点	南相馬市原町区南町四丁目１５番先	県道浪江・鹿島線
73	南相馬	24	小川町交差点	南相馬市原町区小川町３３５番先	県道浪江・鹿島線
74	相馬	17	馬場野交差点	相馬市馬場野字雨田９７番先	県道相馬新地線
75	相馬	19	坪ヶ迫交差点	相馬市新沼字坪ヶ迫１１番１号先	県道相馬新地線
76	相馬	28	塚部交差点	相馬市塚部字内城２５０番先	県道相馬新地線